

令和2年12月4日

鳩山町太陽光発電施設説明会等実施報告書

鳩山町長 小峰孝雄 様

報告者 住所 群馬県藤岡市中894
サンシナジー合同会社
氏名 代表社員 松本 勇

(電話番号 0274-37-0022)

鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 発電施設の名称	1. 鳩山町第1太陽光発電所 2. 鳩山町玉高前発電所
2 設置場所	1. 鳩山町大字竹本字上宮ノ入990番 ほか2字32筆 2. 鳩山町大字竹本字下大久保597番1 ほか1字33筆
3 実施方法	■説明会 □その他（ ）
4 実施日時	1回目 令和1年11月17日（日）14時00分～15時30分 2回目 令和2年3月8日（日）13時30分～15時30分
5 実施場所	竹本地区集落センター
6 説明者	住所 別紙のとおり 氏名 電話
7 説明会参加者	1回目説明会 参加者名簿のとおり（19人） 2回目説明会 参加者名簿のとおり（25人）
8 協議相手方名	1回目：竹本地区住民 2回目：竹本地区住民、鳩山町及び近隣町住民
9 要望・意見等の内容及びその対応等	別紙のとおり

添付書類

説明概要、説明会等において配付又は資料、隣接住民等からの意見とその対応策についてまとめた書類等を添付してください。

6 説明者（1回目）

土地造成・パネル設置事業者

住所 群馬県藤岡市中 894 番地 4

氏名 サンシナジー合同会社

鳩山地区担当者 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

造成計画業者

住所 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 393 番地

氏名 株式会社本多総合事務所

設計部 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

工事業者（予定）

住所 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

氏名 株式会社ワイ・ジャスト

太陽光設備課 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

完成後事業者（予定）

住所 東京都港区芝公園一丁目 3 番 1 号留園ビル 6 階

氏名 ソネディックス・ジャパン株式会社

事業開発部 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

6 説明者（2回目）

土地造成・パネル設置事業者

住所 群馬県藤岡市中 894 番地 4

氏名 サンシナジー合同会社

代表社員 松本勇

鳩山地区担当者 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

パネル設置事業者

住所 群馬県高崎市大八木町 2119 番地 11

氏名 株式会社フナツ

代表取締役 船津貴志の代理人

横地法律事務所

弁護士 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

造成計画業者

住所 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 393 番地

氏名 株式会社本多総合事務所

設計部 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

工事業者（予定）


住所 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号


氏名 株式会社ワイ・ジャスト

太陽光設備課 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

令和 2 年 1 月 21 日

鳩山町竹本区長  様

代表事業者 住所 群馬県藤岡市中 8 9 4 番地 4
サンシナジー合同会社 
氏名 代表社員 松 本 勇

令和元年 1 2 月 2 3 日付けの「竹本地区太陽光発電施設の 1 1 月 1 7 日説明会に伴う要望、質疑について」のご回答を致しますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

令和元年12月23日

サンシナジー合同会社 代表社員 松本勇 様

鳩山町竹本区長

竹本地区太陽光発電施設の11月17日説明会に伴う要望、質疑について

- 1 竹本下第2水利組合から要望書及び協定書(案)のご検討、回答をお願いします。
別紙、要望書1枚、協定書(案)1枚(計2枚) 別紙にて回答
- 2 地域住民、及び隣接地権者等からの要望書、質問等のご検討、回答をお願いします。
別紙、要望書2枚、質疑等関係資料等4枚(計6枚) 別紙にて回答
- 3 地区住民からの太陽光発電施設計画に関する要望書のご検討、回答をお願いします。
別紙、要望書1枚、(計1枚) 別紙にて回答
- 4 当該発電所の工事等では、法令や条例を厳守し、当該発電所の隣接地や周囲の土地所有者、地区の住民の意見・要望を丁寧に聞いて工事をおこない、工事中、地区や関係者の皆様に何らかの被害が生じた場合、事業主が責任を負い、速やかに対処すること。11-11 同内容
- 5 工事開始から本事業が終了するまで、太陽光発電所施設の周辺地内の樹木やその枝、葉等が、施設内に飛散・倒木し、当該発電施設等に被害を与えることがあつても、その周辺の土地所有者や地区の住民に対してその損害賠償請求は一切しないこと。11-11 同内容
- 6 自然災害等により、発電所の敷地からの雨水や土砂が流出し、周囲の土地や用水路、弁天沼等に被害が生じた場合、また、太陽光発電所施設内の事故により周辺地域に被害を与えた場合は、速やかに必要な復旧作業を行ない、その費用は事業主がすべて負担すること。
当事業により被害を与えた場合は、当方費用負担により早急に復旧作業を行います。
- 7 当該事業が終了した(太陽光発電所施設の利用が終わつた)場合、施設を放置せず、法令及び条例に違ひ速やかに、事業主が責任のもとで撤去すること。11-11 同内容
- 8 今後、当該太陽光発電所施設の事業主が変更になつた場合は、速やかに竹本地区の区長、地区関係者に連絡する事、なお、事業主の名義が変わる場合も新事業主は協定等の、その内容を引継ぐ事 11-11 同内容
- 9 今後、竹本地区内で太陽光発電の事業を行うにあたり、地域の望ましい自然環境の保護に協力するとともに、この竹本地区及び黒石神社に対しての地域振興・発展のために協力・支援を再度よろしくお願いいたします。下記のとおり
- 10 地域内に水稲用の水利組合がありますが、その水利組合の水路が今回の太陽光発電施設からの雨水に影響を受ける可能性があります。もし可能ならば、この水利組合にも協力金・支援を検討していただくと助かります。下記のとおり
- 11 弁天沼、西側に計画の地番995、996他、太陽光発電施設の調整池から放流する水量は、既存水路では現在でも処理能力が無く改修の検討をお願いします。
区長、水利組合、関係者と現地調査確認のうえ検討協議をさせていただきます。

9、10 の回答

当方としては、地域全体への協力金と認識しておりますので、使途については地域住民の皆様でご検討頂きたいと考えております。

鳩山町第一太陽光発電所施設建設に伴う要望書

調整池の放流をする既存農業用水路の改修、灌水期の農業用水として利用する為の弁天沼への放流、水質検査の実施については概ね良好な回答を頂いた。


今後はその内容を協議し、詰めていくと共に、次の事項を要望する。

1. 弁天沼の底に土砂が堆積し、水量が確保できない為浚渫工事をお願いしたい。
下記のとおり
2. 弁天沼の築堤に水漏れがある為補修工事をお願いしたい。
下記のとおり
3. 弁天沼の東側（1074番地）は地形が急傾斜地であり、雨水が流入する為緑地帯の設置をお願いしたい。

伐採、伐根造成後に雨水土砂流入防止対策として必要箇所を緑地化します。

令和元年12月15日

サンシナジー合同会社 代表社員 松本勇 様

竹本下第2水利組合長 

1. 2. の回答

現状問題であることから、当事業とは別問題であるうえ、相当額な資金を要することから、今回は要望にお応えすることは出来かねます。

【質問】

- ・伐採した木はどのように処理しますか？

外部排出及びチップ再生利用とし法令に基づき適正に処理します。

- ・パネルメーカーはどここの製品を利用しますか？

パネルメーカーはJAソーラーであります。

- ・発電所の外周に設置するフェンスは、何の材質で、高さは何メートルですか？

スチール製で高さ1.8mであります。

- ・設置した太陽光パネルの下に砂利等を敷く予定はありますか？

砂利敷等均には行いません。

- ・土砂崩れ・土壌流出しないためにどのような工夫を行いますか？

土のう、草苗シートにて対応します。

- ・発電所近郊では、パネルの反射光が問題になっています。

どのような対策を予定していますか？ 本事業箇所においては、反射光が届く場所はないと考えておりますが、万一そのような状況が生じた時は随時対応させていただきます。

- ・太陽光発電パネルには、雷がよく落ちることが知られています。

雷対策として山火事を防ぐための避雷針などの設置は予定していますか？
避雷針の設置は考えておりません。

- ・再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施工規則の費用の積立は予定していますか？

経産省ガイドラインに基づき、規定額の積立を行います。

- ・H30年12月2日の業者説明会におけるQ16で、2社間で持ち続けるとなっていますが、今回転売することになっています。

なぜこのようなことになったのでしょうか？今後もこのような転売が続くのでしょうか？

- (※1) 時間が経過するなかで、ビジネスとして第三者の介入が生じました。

今後についての転売等は、現時点では考えておりません。

- ・今後気が付かない間に転売されて、発電所の管理が滞ることがあると考えられます。

そのような場合に備えて、地域にどのような連絡手段を考えていますか？

事業者等の変更が生じた場合は、書面にて役場、区長に報告します。

- ・測量はだれが行いますか？ (株)本多総合事務所

作成年月日が令和1年10月28日の土地利用計画図「鳩山第1太陽光発電所」の縮尺が1/1000ではないようです。

自宅から県道までは65m程度ですが、図の縮尺では30m程度しかありません。

このようなことから、公式資料作成にあたり、信頼できる測量業者と思えません。

区民の皆様へ配付した図面は原図A1用紙をA3用紙で縮小したものであり、説明不足でありました。

- ・バルブ式放流管を使った調整池は、どの程度の雨が降った場合には貯水機能を発揮しますか？

バルブが全開で山に降った雨が「即座に」調整池から流れてしまい、調整池に貯める機能がないのでは、調整池の意味がありません。

現在は降雨が全て(一部浸透)直接水路へ集水され全量排水(即座に)されていたものと思われませんが、調整池を設置することにより、降雨を水路へ全量排水せずオリフィス放流断面で定められた少量の排水量を時間をかけて流出(遅延させて)するものであり、少量排水量以外の雨水が1haあたり700m³貯水出来るものとなります。

調整池は原則、空状態にしておく必要があり、降雨時に常時少量流出機能と貯水機能が同時に働きます。

(埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例適用)

調整池は、山と同じように雨水を「即座に」流さず、「遅延させて」流す機能が必要です。

例) 弁天沼は「少量の雨水を流す管」と「大量に雨水を流す水路」の2系統があります。

【要望】

・説明会開催以前に資料の内容を吟味するため、資料の事前配布を行ってほしい。
説明会開催時には、事前資料配付をさせていただきます。

・農薬の使用について、「使用しないように努める」ではなく「すべて一切使用しない」としてほしい。

農薬については、使用しないこととします。

・今後、地域住民に質問事項があった時には随時説明会等を開催してほしい。

質問事項内容により、必要が生じた時は説明会を開催します。

・工事作業時および発電時等、いつでも隣接住民・区長・役所等は発電所に立入らせてほしい。

ガイドライン及び安全対策上、常時立入は出来ませんのでご了承願います。

・発電所の土地について、修景、整地、その他の「景観上」または「防災上」必要な措置をとってほしい。

残置森林、排水施設等の管理を行うと共に状況に応じ対応していきます。

・発電所の撤去により発生した発電パネルの処理法について、コンプライアンスを遵守し、地域に十分な説明を行ってほしい。

パネル撤去においては法令を遵守し適正に処理すると共に、地域の方々には説明報告いたします。

・発電所の維持管理ができない場合は、地域に対し補償してほしい。

維持管理が出来ない状況となり、地域に損害を与えた場合は補償協議させていただきます。

・複数の管理者をすべて明確にし、変更がある場合は、必ず区長、役場、隣接地主等に報告、書面にて記録を残してほしい。事業者等の変更が生じた場合は、書面にて関係者の皆様に報告します。今後、複数維持管理者が存在することがほのめかされている事から土地を分割する可能性があるように見受けられます。現在、土地分割(分筆)は考えておりません。

・住宅地・農地に発電所からの雨水が、水路や調整池に正しく流れて、かつ、調整池に十分な水量を確保してほしい。

特に966-1、965-2の水路を真直ぐ図面のように流れるようにしてほしい。(別紙)

又、地域住民が災害に対して納得できる内容を書類にて説明してほしい。

既に先日の台風で床下浸水している家屋があり、開発により、今後、更に水流も激しくなり、水量も増え、被害の拡大が十分予想されます。

県の安全基準である現行の1haあたり700m³では、概算でやや勢力のある台風の200mm/日で満水になる量です。

安全基準にとらわれず、開発業者として将来も恥ずかしくないよう現実を直視してください。

埼玉県林地開発許可並びに埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき、計画していることをご理解願います。

また、水路線形変更については第三者所有農業振興区域であるため、今回事業では致しかねます。

・景観木、隣接土地の斜面に土砂崩れのないように開発初期から、災害を考慮した工事を実施してほしい。

工事終了後、建設機械・トラック等が入場しないですむ工事をしてほしい。

鳩山町のハザードマップから竹本黒石神社周辺の土地の地盤は他の竹本地区に比べ脆弱です。

そのため、台風・地震等の自然災害を考慮し、保水性を補う樹木を敷地内に増やし、植樹してほしい。

加えて、土砂崩れが発生した場合に備え、神社や他建物との距離を現在の計画図よりも十分に拡大してほしい。

例) 泉井地区の発電所では、大雨の度に重機入る工事を実施しています。

造成後にあつては、必要箇所に草苗シート等の設置を行い土砂雨水の流出防止に努めます。神社上部には側溝の設置をし雨水流出防止に努めております。また、他箇所林帯より広く設定してあります。



本事業にあたっては、開発指針各項目を視野にいれ事業を遂行していきます。

【開発指針】

本事業は、里山を開発して太陽光発電施設を設置する用地を造成するものである。本事業の予定地周辺では、太陽光発電施設の造成に伴う自然地の改変が累積的に進んでいることから、事業区域内の森林を可能な限り保全するよう検討すること。また、残置した森林を適正に管理して、その質を向上させることや、裸地となる部分を可能な限り少なくする等の措置を講ずることにより、動植物の生息環境を保全すること。

本事業計画の内容、環境保全措置等の詳細について検討中の事項が多くみられることから、措置報告の作成までに事業計画について可能な限り確定させるとともに、詳細な工事内容及び施設概要位置が明らかになり、予測、環境保全措置に変更が生じる場合は、それら工事内容等を反映した措置報告書を作成すること。

工事時期及び工事車両の運行ルート等の事業の内容について変更する場合は、事業者が周辺で計画の中他事業と累積的な影響が生じない計画とすること。

事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

大気質、騒音、振動事項

工事車両等が早朝や夜間等の時間帯や、周辺住民の生活道路を走行することを避けるよう配慮すること。

また、工事車両等は最新の排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動型の車両を優先的に使用し、周辺環境への影響を最小限にするよう努めること。

地質、地下水項目

事業実施区域の地下水の状況を把握したうえで、上流域から地下水の流動や湧出量を十分考慮し、十分な容量を確保して調整池の設計を行うとともに、下流域の河川水量、地下水量等に影響を及ぼさないように努めること。

開発現場近くに産業廃棄物の不法投棄場所があるため、工事現場と一体と考え、工事開始前、工事完了後、以降定期的な水質検査を実施すること。又、実施結果について開示すること。

地形及び地質

土砂の崩落及び流出による影響を及ぼさないよう、ボーリング調査の実施や既存データの集積等により、事業実施区域内の地質の特性を把握したうえで、事業終了後も含めて土地の安定性が確保されるよう、必要な措置を検討すること。

陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

工事実施前の動植物の現状調査については、重要種の生息が確認された場合は、事業による影響を予測・評価し必要に応じて保全措置の検討を行うこと。

森林の伐採は生物多様性に大きな影響を与えることから、その影響を可能な限り回避・低減することを検討したうえで、森林や草地のまま改変せずに残す場所を極力大きくするよう努めるとともに、その範囲を書類に記載すること。

陸生動物

事業実施区域及びその周辺でオオタカが飛来し、ヒヨドリ、ムクドリ等の農業における害鳥を駆除していることから、工事時期の調整等の環境保全措置を検討すること。

水生生物

事業実施区域周辺に生息するサンショウウオに対する生育環境に十分配慮し、将来にわたって生育環境が維持されるよう適切に管理すること。

生態系

当該地域に生息しているシカ、イノシシ等が外部に移動することによる周辺生態系へ影響が

すでに出ていることから、その影響を回避・低減するよう努めること。

また、周辺で太陽光発電事業を計画又は実施している事業者と連携し、一体的に里山環境を創出できるよう維持管理に努めること。

景観、その他

周辺に住宅・景観木・神社等の地域のシンボルが存在することから、それらに対する景観、気温変化及び反射光による影響を低減するため、可能な限り森林を残置するとともに、パネル設置場所周辺に樹林帯を確保すること。

鳩山町竹本地区の太陽光発電施設計画に関する要望書

今年11月17日(日)の太陽光発電施設計画の業者説明会を受け、以下のとおり要望書を提出しますので、太陽光発電開発に関わる事業主の皆様にはご検討をよろしくお願いします。

- (1) 太陽光発電所の工事等では、当該発電所の隣接地や周辺の土地所有者、地区住民の意見・要望を丁寧に聞いて工事を行っていただきたい。
本事業に当たっては、近隣住民、地区住民の意見・要望を丁寧に聞き対応させていただきます。
- (2) 工事開始時期から本事業が終了するまでの期間中(20年間かそれ以上?)、当該発電所の周辺地内の樹木等が自然災害により飛散・倒木して当該発電施設等に損害を与えることがあるかもしれない。そのようなことが起きてもその土地所有者や地区住民に対してその撤去作業や損害賠償を求めないでいただきたい。状況により対応を検討させていただきますが、事前に倒木等の恐れがある樹木については、伐採等の承諾にご協力を頂きたい。
- (3) 暴風雨や台風、落雷などの自然災害や発電所内の事故等により、周辺地域に被害が生じた場合(若しくは被害が発生する虞のある場合)は、迅速に必要な対策や復旧作業を行っていただきたい。
本事業において被害が生じた場合は、早急に適切な処理をさせていただきます。
- (4) 太陽光発電所内やその周囲を通る公道(町道)は、町役場担当課の指導を受けて地域住民等の通行や災害等の救援活動に支障が出ないようにしていただきたい。発電施設と公道との間や、私所有地と太陽光発電の間は十分な距離を確保して緑地帯等を設けていただきたい。
町道においては、建築基準法規定による道路後退を取ります。
- (5) 本事業が終了した場合は、施設をそのまま放置せず、法令及び条例に沿って速やかに撤去していただきたい。
事業完了後は法令に基づき、パネルの撤去を行います。
- (6) 地域住民の要望を真摯に受け止め、その内容を地区代表の区長と事業主側による協定書を作成していただきたい。約20年間の長期間になるため、文書として協定内容を残していただきたい。
協定書締結には問題ありませんので、協定書(案)を作成して頂きたい。
- (7) 今後、事業主が別の事業主に代わることがあった場合には、直ちに地区の区長並びに関係者等にその旨を連絡していただきたい。なお、前事業主は新事業主に上記の(6)の協定書の内容を引き継ぎ、地域住民との間で新たな問題が生じないように十分留意していただきたい。
事業者等の変更が生じた場合は、書面報告すると共に承継者に引き継ぎます。
- (8) この地区内で太陽光発電の事業を行うにあたり、地域の望ましい自然環境の保護に協力するとともに、この地区の振興・発展のために積極的に協力していただきたい。
地元区へは協力金を納める所存です。
- (9) 黒石神社に電気が来ていないため、太陽光発電の電気を神社(年間5~6回程度)で利用できるよう工夫・検討していただきたい。
検討しましたがコスト面を考慮すると、当方で設置することは厳しい状況です。

2019年12月 地区住民より

令和 2 年 2 月 26 日

鳩山町竹本区長 [REDACTED] 様

代表事業者 住所 群馬県藤岡市中 8 9 4 番地 4
サンシナジー合同会 [REDACTED]
氏名 代表社員 松 本 勇

「鳩山町第一太陽光発電所施設建設に伴う再要望書」、「継続質問・要望」
について、ご回答を致しますのでご理解ご協力のほどよろしくお願い致し
ます。

「鳩山町第一太陽光発電所施設建設に伴う再要望書に対する回答」

1. 弁天沼の水位が確保出来るように工事施工致します。
2. 水利組合と協議をさせて頂き、負担金を支払います。

「継続質問・要望に対する回答」

1. 民家より計画地盤が高位にあることから、反射の影響はないものと考えました。
2. 設置資材の素材は、燃え広がるものではなく山火事に発展する恐れはないと考えております。
3. 必要に応じて、意見のとおり対応致します。
4. GPS 観測による公共座標値に基づいた測量と致します。
5. 農薬については、すべて一切使用しないと読み替えて下さい。
6. 工事期間中は、危険であることから工事責任者との連絡調整を行ったうえで、立ち入り願います。但し、一切の責任は自己責任でお願いします。
7. 補償協議は地域振興とは別途で協議させて頂きます。
8. 林帯は6.4m～10.8mであります。草苗シートは裸地の流出係数0.9～1.0に対し草地の流出係数は0.6～0.7であり、流出減少の効果があると考えます。また、指摘箇所の側溝断面は40cm×40cmを計画しています。
9. 別紙計算書のとおり
10. 町、行政指導の指示に従います。
11. 12 予測不能なことであり、まれな自然災害対策は考えておりませんが、風速、積雪等については国交省の基準値より工事対応致します。
13. ご意見のとおりかと思いますが、現在対処方法はなく情報収集していくなかで対応出来るものであるか検討していきます。

鳩山町第一太陽光発電所施設建設に伴う再要望書

当組合の当初要望がほぼ却下され今後の貴社の事業展開に大きな不安を抱いた。

太陽光発電事業は地域で望むものではなく、事業者は、地域住民に誠意をもって対応して頂きたい。

ちなみに、他の太陽光発電事業者は、貴社と比べて敷地面積約 1/9、ほぼ樹木伐採なしの場所でも要望に対して誠意をもって対応して頂いている。

そこで再度要望する。

1. 弁天沼は、貴社が工事する周辺山地の沢水と多少の湧水によって水量を確保している。沼の上に隣接し計画している調整池は、基本的に常時放流し、空の状態にしておくとのことだが、これでは沼の水は無くなってしまいうので、調整池の水は沼の水位が保てるようにしておくものとする。
2. 沼の浚渫及び、築堤補修工事が出来ないのであれば、調整池の農業用水路を共用する負担金をお願いしたい。
3. 上記2項目が出来ないのであれば、調整池の農業用水路への放流は、お断りする。

令和2年2月16日

サンシナジー合同会社 代表社員 松本 勇 様

竹本下第2水利組合長 XXXXXXXXXX

【継続質問・要望】

発電所近郊では、パネルの反射光が問題になっています。どのような対策を予定していますか？

→本事業箇所においては、反射光が届く場所はないと考えておりますが、万一そのような状況が生じた時は対応させていただきます。

- 1 →反射光が届く場所がないと考えるにいたる理由（例えば、図面等でパネルの角度や太陽光の反射光などを計算した内容）を教えてください。

太陽光発電には、雷がよく落ちることが知られています。雷対策として山火事を防ぐための避雷針などの設置は予定していますか？

→避雷針の設置は考えておりません。

- 2 →山火事に備える対応方法を教えてください。

今後気がいつかない間に転売されて、発電所の管理が滞ることがあると考えられます。そのような場合に備えて、地域にどのような連絡手段を考えていますか？

→事業者等の変更が生じた場合は、書面にて役場、区長に報告します。

- 3 →当事者である隣接地主（数名）にも郵送等を用いて書面で連絡してください。

・測量はだれが行いますか？

→本多総合事務所

- 4 →どのような測量方法を想定しているかお知らせください。

・農薬の使用について、「使用しないように努める」ではなく「すべて一切使用しない」としてほしい。

→農薬については、使用しないこととします

- 5 →「使用しないこととします」というのは、「すべて一切使用しない」と読み替えても同じでしょうか？

・工事作業時および発電時等、いつでも隣接住民・区長・役所等は発電所に立入らせてほしい。

→ガイドライン及び安全対策上、常時立入は出来ませんのでご了承頂きます。

- 6 →「常時立入」する必要はありません。工程表を開示頂いて、そのスケジュールの期間から任意で入場いたします。

・発電所の維持管理ができない場合は、地域に対し補償してほしい。

→維持管理が出来ない状態となり、地域に損害を与えた場合は補償協議させていただきます。

- 7 →「補償協議」とは「地域振興」の名目で他の質問者が要望している金銭的な内容と合致するものでしょうか？

・景観木、隣接土地の斜面の土砂崩れのないように関発初期から、災害を考慮した工事を実施してほしい。工事終了後、建設機械・トラック等が入場しないよう注意をしてほしい。鳩山町のハザードマップから竹本黒石神社周辺の土地の地盤は他の竹本地区に比し脆弱です。そのため、台風・地震等の自然災害を考慮し、保水性を補う固本を敷地内に増やし、植樹してほしい。加えて、土砂崩れが発生した場合に備え、神社や他建物との距離を現在の計画図よりも十分に拡大してほしい。例) 泉井地区の発電所では、大雨の度に重機を入れる工事を実施しています。

→ 一完成後には、必要箇所に草苗シート等の設置を行い土砂雨水の流出防止に努めます。神社上部には側溝の設置を雨水流出防止に努めております。また、他箇所林帯より広く設定してあります。

- 8 → 「他箇所林地より広い」とのことですが、具体的な数値では何メートルでしょうか？草苗シートは土砂雨水の流出防止とのことですが、どの程度効果があるのでしょうか？また、側溝の具体的な断面の寸法を教えてください。

・バブル式放流管を使った調整池は、どの程度の雨が降った場合には貯水機能を発揮しますか？バルブが全開で山に降った雨が「即座に」調整池から流れてしまい、調整池に貯める機能がないのでは、調整池の意味がありません。

→ 現在は降雨が全て（一部浸透）直接水路へ集中され全量排水（即座に）されていたものと思われませんが、調整池を設置することにより、降雨を水路へ全量排水せずにより放流断面で定められた少量の排水量を時間をかけて流水（遅延させて）するものであり、少量排水量以外の雨水が1haあたり700m³貯水出来るものとなります。調整池は原則、空状態にしておく必要があり、降雨時に常時少量流出機能と貯水機能が同時に働きます。（埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例適用）

- 9 → 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に即して計算した内容をすべて公開してください。計算例程度のレベルにして教えてください。

【追加質問】

- 10 ・令和元年11月17日の議事録のQ12について、水質検査は、「町とも相談し、検討する。」となっています。正しく発電所が運営されていることを担保することにもなるので、水質検査は必須項目と考えます。水質検査について、現在の状況はどのようになっていますか？水質検査をしない場合は、どのような方法で正しく発電所が運営されていると証明するのか？教えてください。

- 11 ・林業関連の業者より神社近くの隣接地の土地に竜巻が通った後があるとのこと。そのため、竜巻に対する対応方法を教えてください。

- 12 ・鳩山町のハザードマップから得られる情報として、地震対策を教えてください。

- 13 ・太陽光パネルの影響で周辺温度が上昇し、熱風が発生することが予想されます。そのような状況が生じた場合は、どのように対処するのか教えてください。隣接地主の玄関前には温度計を設置しており、2019年の最高温度は40.5℃でした。はじめて40℃を超えました。